

「施設園芸栽培環境改善支援事業」

公募のお知らせ

三重県農林水産部農産園芸課

予算額：24,750千円

施設園芸における燃料価格の高騰や夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善を図るため、燃料の高騰対策及び夏季の高温対策に資する設備及び資材等の導入を支援します。

公募期間

令和8年3月30日（月）～5月1日（金）

事業実施主体

施設園芸の経営面積5 a以上の県内農業者

補助内容

補助率：1/2以内

補助上限：300万円以内（事業実施主体当たり）

(1) 燃料の高騰対策の推進

- ・ヒートポンプ
- ・木質バイオマス利用加温設備
- ・内張・外張資材
- ・循環扇
- ・その他燃料使用量の削減に資する設備・資材

(2) 夏季の高温対策の推進

- ・細霧冷房装置
- ・冷却システム（ヒートポンプ、クラウン温度制御装置等）
- ・外気導入設備（強制換気装置等）
- ・遮光・遮熱資材（遮光塗料を除く）
- ・その他夏季の高温対策に資する設備・資材

※事業費は10万円以上（税抜）とする。

※施工費および資材運搬費は補助対象外とする。

※導入設備・資材は新品であること。

※既存設備の単純更新は補助対象外とする（機能向上の取組は対象）

※予算額を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付する

※昨年度、本事業の補助を受けたハウスに再度申請する場合、原則として昨年度に本事業で導入した設備・資材と【同じ種類】のものを更新・増設することは補助対象外です。（性能が向上する場合も含む）

【補助対象となる取組の例】

- ✔ 違う種類の設備・資材を新たに導入する
(例) 昨年「遮光ネット」を導入 → 今年は「循環扇」を導入
- ✔ 既存設備を、高性能なものに更新する
(例) 昨年「遮光ネット」を導入したハウスの、古い「循環扇」を更新
- ✔ 昨年度に導入しなかった区画へ増設・拡張する
(例) 昨年ハウスの半分に導入 → 今年は残り半分に増設

【補助対象外となる取組の例】

- ✘ 昨年度に本事業で導入したものを更新する
(例) 昨年導入した「遮光ネット」を、より高性能なものに張り替える

成果目標

燃料の高騰対策に取り組む場合は（１）
夏季の高温対策に取り組む場合は（２）
の成果目標を設定する

- (1) 燃料の高騰対策のための設備・資材導入後、燃料使用量を5%以上低減
- (2) 夏季の高温対策のための設備・資材導入後、出荷量または売上を5%以上増加（高温によるロス率を低減）

※詳細は「施設園芸栽培環境改善支援事業公募要領」を参照してください。

申請手続

以下の書類を各地域の農林事務所に提出してください。

- ①別記様式1 施設園芸栽培環境改善支援事業実施計画書の提出について
- ②別紙1 施設園芸栽培環境改善支援事業実施計画書
- ③添付書類等
 - (ア) 事業費の分かる資料（原則、複数社の見積書）
 - (イ) 設備、資材のカタログ等
 - (ウ) 成果目標における現状値を確認できる資料（燃料購入の請求書・領収書、収穫物の出荷伝票 等）
 - (エ) その他、事業実施計画を補足するために必要な資料（設備・資材の機能向上の場合の説明資料 等）

その他

○事業の採択の審査及び審査結果の通知について

県は提出された事業実施計画書の審査を行います。審査結果を踏まえ、申請者に対して審査結果の通知を行います。

審査結果の通知はおおむね5月下旬を予定しています。

○予算の範囲内での採択となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先及び申請先

○桑名農政事務所 地域農政課

（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）0594-24-7421

○四日市農林事務所 地域農政課

（四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町）059-352-0627

○津農林水産事務所 地域農政課（津市） 059-223-5102

○松阪農林事務所 地域農政課（松阪市、多気町、明和町、大台町）0598-50-0564

○伊勢農林水産事務所 地域農政課

（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）0596-27-5164

○伊賀農林事務所 地域農政課（伊賀市、名張市）0595-24-8108

○尾鷲農林水産事務所 地域農政課（尾鷲市、紀北町）0597-23-3498

○熊野農林事務所 地域農政課（熊野市、御浜町、紀宝町）0597-89-6122